

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

東通村最高級生産物 3 本の矢を中心とした農水産物ブランディングプロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県下北郡東通村

3 地域再生計画の区域

青森県下北郡東通村の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

(産業)

本村の基幹産業は農業、畜産業及び漁業といった第一次産業である。

農業においては、ほうれん草、そば、ブルーベリー等の生産に取り組んでいるが、ヤマセと呼ばれる偏西風の影響を受けた濃霧により夏季間でも気温が上がらず、冬季間は積雪に見舞われるため、作付け品種が限定され生産量も極めて低収量となっている。

畜産業においては、肉牛の生産が中核であるが、生産者の高齢化や後継者不足により必要な設備投資等が行われず、生産量は不安定な状況である。

水産業においては、本村は海岸線が約 65 キロメートルあり、津軽海峡と太平洋に面し、寒流と暖流が交わる好漁場であることから、ヒラメ、サケ、アワビ、イカ等の魚介類、海藻類が漁獲されるが、平成 28 年の漁獲量は前年 8,648t の 1 / 2 以下に落ち込む（青森県海面漁業月別漁獲数量調査）など、漁獲量は安定しない。

このように、本村における第一次産業は生産量が安定せず、第一次産業従事者の所得は不安定な状況となっている（図 1）。

この現状から、本村では、地産物のブランディング及び第一次産業の六次産業化により地産物及びその加工品に付加価値付与を図り、当該地産物及びその加工品の販売量の安定と、これによる第一次産業従事者の所得の安定に取り組んでいる。

農業においては、平成 29 年度から寒締め野菜の栽培に取り組み、高価格帯の寒締めほうれん草としてブランディングした「寒立菜」を売り出している。

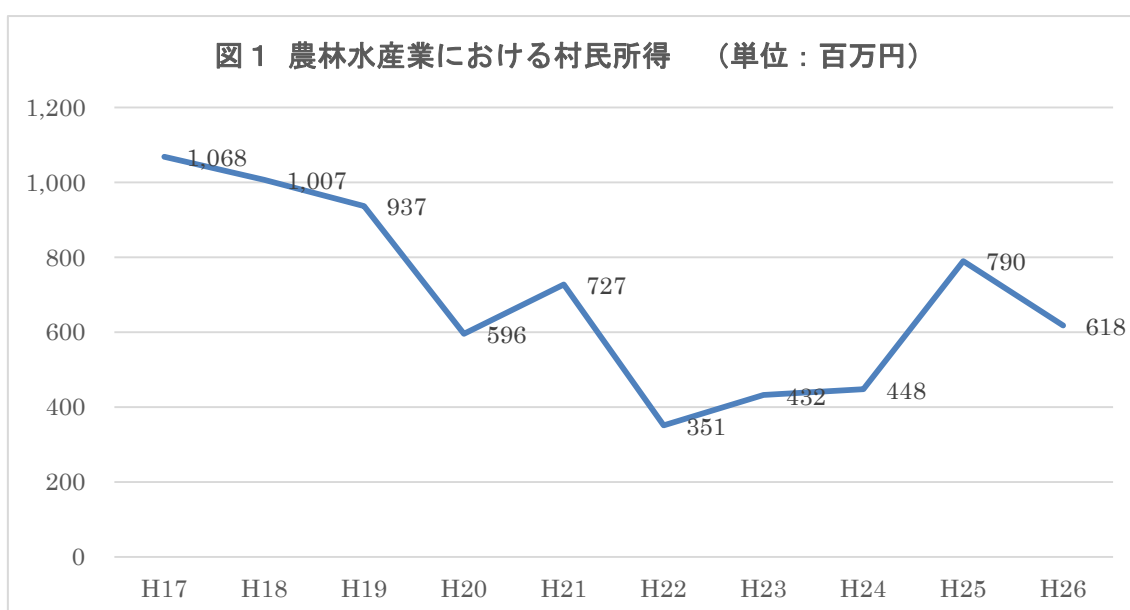
畜産業においては、最高規格のA 5 ランクの枝肉として品質の高い黒毛和種「東通牛」を生産振興している。

漁業においては、平成 29 年度において、本村で漁獲されたヒラメを加工し、ご当地グルメ「東通天然ヒラメ刺身重」として販売した。

(人口)

本村の人口は、1980 年(昭和 55 年)から 1985 年(昭和 60 年)までは 9,000 人台で推移していたが、25 年後の 2010 年(平成 22 年)には 7,252 人に減少し、それ以降年々減少を続けている(国立社会保障・人口問題研究所)。

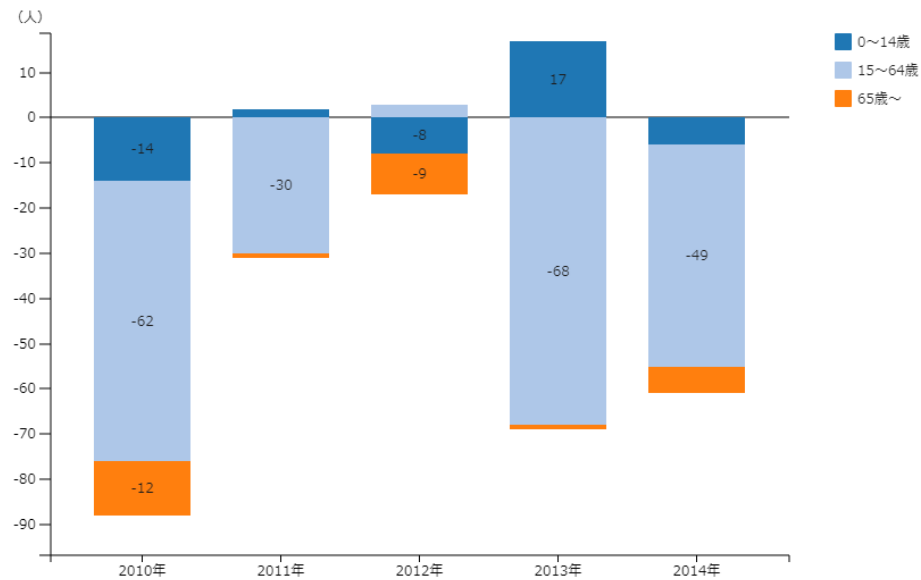
人口減少の内訳は、生産年齢人口(15～64 歳)が最も多く、業態別においても第一産業推計就業者数が年々減少傾向にある。



【出典】市町村民経済計算

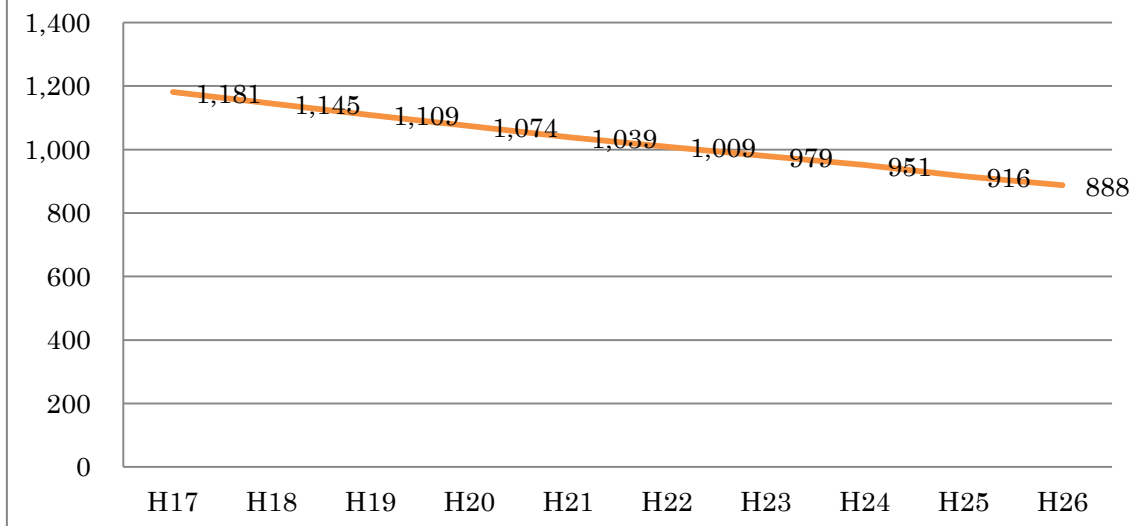
※ 市町村民所得分類上の「農林水産業」の数値

図2 青森県東通村 年齢階級別純移動数



【出典】
総務省「住民基本台帳人口移動報告」

図3 第一次産業推計就業者数 (単位：人)



【出典】市町村民経済計算

4-2 地域の課題

本村は、4-1 記載のとおり、人口減少局面にあり、本村の基幹産業である第一次産業の従事者も年々減少している。これは、前述のとおり不安定な生産量等を原因として、第一次産業従事者の所得が不安定であり、担い手・後継者となりうる生産年齢人口が村外に流出していることによる。

このまま第一次産業従事者の減少が進行すると、本村の基幹産業である第一次産業が衰退し、ひいては、村全体の経済の衰退を招きかねない。

このため、本村では、地産物のブランディング及び第一次産業の六次産業化により地産物及びその加工品に付加価値付与を図り、当該地産物及びその加工品の販売量の安定と、これによる第一次産業従事者の所得の安定に取り組んできた。ブランディングに取り組んだ地産物及びその加工品は、いずれも高く評価されてはいるものの、十分な広報活動が行えていないこと及び六次産業化の体制が確保されていないことから市場への浸透が不十分であり、第一次産業従事者の所得増及び人口流出の歯止めまでは至っておらず、より一層の取組の推進が課題となっている。

あわせて、安定した生産量が期待される農林水産物の生産も必要である。

4-3 目標

本村がこれまで取り組み、ブランド化された地産物及びその加工品である「寒立菜」「東通牛」及び「東通天然ヒラメ刺身重」のより一層の販売促進を中核として、本村の他の農林水産物についても六次産業化による加工品生産及びブランディングを行うとともに、新たに安定した生産量が期待できる農林水産物を生産することにより、販売量及び第一次産業従事者の所得の安定を図り、ひいては本村の生産年齢人口の流出防止につなげる。

【数値目標】

事業	東通村最高級生産物 3 本の矢を中心とした農水産物ブランディング事業		年月
KPI	第一次産業就業者数	村民一人当たりの所得額	
申請時	888 人	2,318 千円	H30.3
初年度	898 人	2,477 千円	H31.3
2 年目	908 人	2,636 千円	H32.3
3 年目	1008 人	2,795 千円	H33.3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本村がこれまで取り組み、ブランド化された地産物及びその加工品である「寒立菜」「東通牛」「東通天然ヒラメ刺身重」を「東通村最高級生産物3本の矢」として位置づけ、販売促進に取り組んでいく。

さらには、その「3本の矢」を起爆剤として、本村の他の既存の農林水産物（そば、ブルーベリー、サケ、アワビ等）のブランド化及び六次産業化による加工品製造販売を行う。生産物のブランド化においては、質の高い素材でありながら販売戦略が定まっていないことによるPRの軟弱さが課題に挙げられることから、専門家による販売戦略指導をもとに、県内、東北圏、首都圏それぞれの市場動向に応じた戦略でPR活動を徹底して実施する。

六次産業化については、村、生産者、関係団体等が連携・協力し、生産物を加工する体制を構築することで、安定した加工品製造販売を図る。

あわせて、農業においては安定した収益が見込まれる新規生産物（花卉栽培等）の研究実証を行い、生産種目の増加及び生産量の安定化を図り、漁業においては稚魚放流や成育環境改善をすることで漁業生産量の安定化を図る。

これらの取組を行っていくことで、魅力ある東通村の農林水産業及び六次産業化を構築し、所得の安定化を図るとともに、生産年齢人口の減少につなげる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

（1）事業名

東通村最高級生産物3本の矢を中心とした農水産物ブランディング事業

（2）事業区分

農林水産業の振興

（3）事業の目的・内容

（目的）

本村がこれまで取り組み、ブランド化された地産物及びその加工品である「寒立菜」「東通牛」及び「東通天然ヒラメ刺身重」のより一層の販売促進を中核として、本村の他の農林水産物についても六次産業化によ

る加工品生産及びブランディングを行うとともに、新たに安定した生産量が期待できる農林水産物を生産することにより、販売量及び第一次産業従事者の所得の安定を図り、ひいては本村の生産年齢人口の流出防止につなげる。

（事業の内容）

○農林水産物のブランディング

これまでに品質に高い評価を得ている「寒立菜」「東通牛」「東通天然ヒラメ刺身重」を「東通村最高級生産物 3 本の矢」として位置づけ、販売促進に取り組んでいくことはもちろんのこと、その「3 本の矢」を起爆剤として、その他の既存の農畜水産物（そば、ブルーベリー、サケ、アワビ等）のブランド化を図る。

ブランド化においては、質の高い素材でありながら販売戦略が定まっていないことによる P R の軟弱さが課題に挙げられることから、専門家による販売戦略指導をもとに、次のとおり県内、東北圏、首都圏それぞれの市場動向に応じた戦略で P R 活動を徹底して実施する（販売戦略指導事業・東通村生産物 3 本の矢を中心とした販売促進イベント開催・P R 事業）。

- ・ 県 内：村内外で各種イベントを開催し農水産物の P R を行う。
- ・ 東北圏：「道の駅」とタイアップした販売促進を行う。
- ・ 首都圏：農水産物の品質の高さと生産量の少なさを希少性と P R し、高級志向の富裕層を対象として、「高島屋百貨店」において販売するとともに、首都圏の小中学校との交流による第一次産業の体験を通して、認知度向上とブランド化を図る。

○六次産業化

村内の加工センター・販売施設の環境改善を実施して、加工・販売基盤を強化するとともに、村と産業振興公社、商工会、観光協会、漁協、農業団体等と協力して、新たな六次産業化について研究し事業化を図る（加工・販売施設再構築事業）。

○新規生産物の展開等

農業において、新規生産物（花卉栽培等）の生産研究実証を行い、生産種目を増及び生産量の安定化を図る（新規生産物（花卉栽培等）研究・実証事業）。

漁業においては、稚魚放流・育成環境改善をすることで漁業生産量の安定

化を図る（ヒラメ稚魚等放流・成育環境改善事業）ため、実施主体となる農林水産業に係る団体に補助を行う。

→各年度の事業の内容

東通村最高級生産物 3 本の矢を中心とした農水産物ブランディング 事業
--

- 初年度）東通村生産物 3 本の矢を中心とした販売促進イベント開催・
P R 事業
販売戦略指導事業
ヒラメ稚魚等放流・成育環境改善事業
新規生産物（花卉栽培等）研究・実証事業
加工・販売施設再構築事業
- 2 年目）東通村生産物 3 本の矢を中心とした販売促進イベント開催・
P R 事業
販売戦略指導事業
ヒラメ稚魚等放流・成育環境改善事業
新規生産物（花卉栽培等）研究・実証事業
加工・販売施設再構築事業
初年度を踏まえた各種取組みの見直し

（４）地方版総合戦略における位置付け

東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標の一つとして「足腰の強い、力ある東通村の産業」の創生を掲げている。

本プロジェクトは、東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標を実現すべく、統一的な販売戦略のもと、生産段階から消費者を意識した「稼げる」仕組みづくりを実践するものである。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

事業	東通村最高級生産物 3 本の矢を中心とした農水産物ブランディング事業		年月
KPI	第一次産業就業者数	村民一人当たりの所得額	
申請時	888 人	2,318 千円	H30.3
初年度	898 人	2,477 千円	H31.3
2 年目	908 人	2,636 千円	H32.3

(6) 事業費

(単位：千円)

	年度	H30	H31	計
	事業費計	53,188	43,626	96,814
区分	報償費	106	106	212
	旅費	739	853	1,592
	需用費	3,199	1,741	4,940
	委託料	4,568	4,346	8,914
	使用料及び賃借料	925	90	1,015
	工事請負費	3,184		3,184
	原材料費	8,280	9,071	17,351
	備品購入費	7,560	6,480	14,040
	負担金補助及び交付金	24,627	20,939	45,566

(7) 申請時点での寄附の見込み

(単位：千円)

	H30	H31	計
建設業	100	100	200
計	100	100	200

(8) 事業の評価の方法 (PDCA サイクル)

(評価の手法)

東通村の地方創生に関する外部有識者会議である「東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部有識者会議」において、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度以降の事業手法の改善等を行う。

(評価の時期・内容)

毎年度2月に「東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部有識者会議」において、効果検証を行い、次年度以降の事業実施に繋げる。

(公表の方法)

目標の達成状況については、検証後速やかに東通村ホームページにより公表する。

(9) 事業期間

平成30年7月～平成32年3月

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 漁業出荷体制高度化支援事業

事業概要：イカ、マグロ等の水産物を水揚げから出荷まで急速冷凍し、品質を維持する高機能貯氷庫を整備する。

実施主体：東通村

事業期間：平成30年度～平成32年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

「東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部有識者会議」において事業成果を検証し、東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部において、改善点を踏まえた次年度以降の事業手法の改善等を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度 2 月に「東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部有識者会議」において、事業成果を検証し、次年度以降の事業実施に繋げる。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後、速やかに東通村ホームページにより公表する。